

## 個人賛助会員の会規約

### 第1条 目的

1. 本規約は、公益社団法人セントラル愛知交響楽団（以下、当団といいます）の賛助会員に適用されます。
2. 会員は、本規約を遵守いただきます。
3. 会員が本規約に違反した場合、当団は、会員資格を取り消すことができます。この場合、会員の特典は、その時点で失効し、会費は返金いたしません。
4. 当団は、合理的な範囲・方法により、登録者個別の承諾を得ることなく本規約を適宜変更でき、会員は予めこれを承諾するものとします

### 第2条 入退会

1. メール、電話、チケットサービスから、入会の申込を行い、一口1万円で希望される口数分のお支払いを頂いた方で、当団が入会を認めた場合に入会できます。口数に上限はなく、会員の有効期間は、当団が認めた日から1年間とします。
2. 有効期間満了前に、メール、電話、チケットサービスから継続手続きを行い、会費を払った場合、有効期間は、元の有効期間満了日翌日から1年間となります。継続手続きのタイミングで口数の増減が可能です
3. 会員は、チケットサービス、メール、電話で当団に連絡することにより、いつでも退会できます。この場合、会費は返金いたしません。また、退会以降は、会員の特典は利用できません。

### 第3条 会員特典

1. 会員番号を付した、会員証を発行します。特典の利用には、会員番号が必要になる場合があります。
2. 会員には、以下の特典があります。
  - 1) 所得税、もしくは地方税の控除措置を受けられます。
  - 2) 定期演奏会等プログラムにご芳名を掲載させていただきます。(匿名も可)
  - 3) 主催公演については優先予約・チケットの会員割引が受けられます。
  - 4) 公演および活動状況をご案内いたします
  - 5) 楽員との交流会へのご案内をいたします。

### 第3条 発行及び発効

この規定は 2022年12月1日に発行し、同日より効果を発揮するものとします